気管支鏡指導医申請に関するよくあるお問い合わせ

【新規・更新共通】

Q：申請書類の印刷に決まりはありますか？

A：Ａ４サイズで印刷してください。両面印刷は不可です。
また、ホチキス留めは不要です。（クリップ類でまとめるのは可）

Q：申請可能な業績「過去５年間」とは、いつですか？

A：毎年『気管支学』３号（５月２５日号）に、会告「気管支鏡専門医等申請受付について」が掲載されております。会告の冒頭部分に過去５年間の詳細な期間が記載されておりますのでご確認ください。
なお、前回更新時に猶予期間を利用された方は、正規に手続きを行った方より申請可能な業績期間が短くなりますのでご注意ください。

Q：出席単位を教えてください。

A：事務局では出席状況を管理しておりません。
また、単位登録システムなどもありませんので、マイページからご確認いただくこともできません。出席単位数はお手元の参加証にてご自身でご確認ください。

Q：参加証を無くしました。他の書類などで代用できませんか？

A：参加証（コピー）のみが利用可能です。その他書類などでの代用は認められません。

Q：費用について教えてください。

A：資格申請に係る費用は下記の２種類です。一括請求ではないのでご注意ください。

申　　請　　料：申請書類受領後にご請求申し上げます。

資格取得認定料：秋期理事会後にご請求申し上げます。（合格者のみ）

※会員マイページから「クレジット決済」または「コンビニ受付番号決済」にて、お支払いいただけます。

【新規編】

Q：現在、在任中の評議員を調べるにはどうすればいいですか？

A：学会ホームページに評議員名簿を掲載しております。

Q：評議員からの「推薦用紙」は１枚に２名分の署名が必要でしょうか？

A：お一人ずつ別の用紙にご署名いただき、２枚になっても構いません。

Q：認定施設（関連認定施設）での診療実績は、申請する時点で専門医取得後５年以上の期間が無いと申請できませんか？

A：申請年の１２月末日までに５年間となる見込みがあれば申請可能です。
最短で気管支鏡専門医に認定されてから５年目に指導医新規申請が可能になります。

【更新編】

Q：気管支鏡指導医の更新書類を提出すれば、気管支鏡専門医も一緒に更新できますか？

A：気管支鏡指導医の更新書類だけではできません。気管支鏡専門医、気管支鏡指導医の両申請書類（同時申請用）をご提出ください。

Q：条件を満たせないため更新ができません。

A：条件が満たせず更新手続きを行えない場合は「更新猶予願い」をご提出ください。詳細は下記「更新猶予願いについて」をご確認ください。

更新猶予願いについて

単位が足りないなどの理由により更新手続きが行えない場合は、「気管支鏡指導医更新猶予願い」を申請期間内にご提出ください。気管支鏡専門医制度委員会で認可された場合、１年間の猶予期間が認められ、翌年の申請期間に更新手続きを行うことができます。

＜注意事項＞

・翌年更新手続きを行い合格した場合の認定期間は、正規に手続きを行った際に付与される認定期間と同一となります。（認定期間に空白は生じません）

・留学や病気療養など、やむを得ない事情により１年以上更新手続きを行えない場合は、「気管支鏡指導医更新猶予願い」とともに、理由となる期間を証明するものをご提出ください。
なお、留学の場合、出国前に事務局まで留学期間をご連絡いただけますと幸甚です。猶予期間の詳細などを事務局から別途ご返信いたします。

・気管支鏡指導医とともに気管支鏡専門医も更新猶予を希望される場合は、「気管支鏡指導医猶予願い」、及び「気管支鏡専門医猶予願い」をご提出ください。